

横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会議事録	
日 時	令和元年 12 月 18 日（水） 午前 9 時 30 分～午前 10 時 30 分
開催場所	鶴見区役所 6 階 10 号会議室
出席者	青木委員（鶴見区障害児・者団体連合会会員） 清水委員（東京地方税理士会鶴見支部支部長） 日向委員（鶴見区老人クラブ連合会副会長） 峯尾委員（特定非営利活動法人介護の会まっなみ副理事長、 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科前教授）
事務局	鶴見福祉保健センター 花内センター長 市川福祉保健課長
欠席者	大伴委員
傍聴者	なし
開催形態	
議 事	<p>1 開会</p> <p>2 鶴見福祉保健センター長挨拶</p> <p>3 委員紹介</p> <p>4 委員長選出 選定委員会要綱に基づき、委員長に峯尾委員を選出。職務代理者に日向委員を指名。</p> <p>5 議事（鶴見区福祉保健活動拠点に関する指定管理者の選定について） 最初に事務局から、拠点の運営には利用者等との関係性の維持が極めて重要であることなどの理由により、鶴見区社協が指定管理者候補であることを前提して、非公募で選定を行うことを説明。つづいて、今後のスケジュールを説明した。</p> <p>（1）会議の公開・非公開について 審議の結果、申請要項の内容等については公開。面接及び質疑応答のみ公開し、指定管理者の選定に関する審査内容については非公開とした。</p> <p>（2）申請要項について 事務局から、申請要項等の内容について説明。 審議の結果、案のとおり決定した。</p> <p>（3）評価基準及び審査方法について 事務局から、評価基準、審査方法、採点方法、最低基準について説明。 審議の結果、案のとおり決定した。</p> <p>（4）第 2 回選定委員会の予定について 第 2 回選定委員会は令和 2 年 4 月 15 日（水）又は 16 日（木）</p>

	<p>の午前中に開催する。いずれかの日にするかは、欠席委員の予定を聞いて決定し、後日事務局から委員へ日程を連絡する。</p> <p>6 閉会</p>
質疑応答 意見等	<p>委員：鶴見区福祉保健活動拠点の指定管理者の選定を非公募で行う理由は何か。</p> <p>事務局：拠点の運営には利用者等との関係性の維持が極めて重要であり、拠点の管理者が変わることが利用者の利益にならないことなどから各区においては、各区の社会福祉協議会（区社協）に指定管理をお願いすることで全市的に統一されている。</p> <p>委員：最低基準に満たない場合はどのような対応をするのか。</p> <p>事務局：事業計画等を見直していただいて、再度区社協に申請いただくことになる。</p> <p>委員：鶴見区社協では、拠点を担当する職員の欠員や事故等の発生状況はどうか。大きな事故だけでなく、小さな事故が積み重なっていくことも重要なので、区は年度毎に鶴見区社協から報告を受け、その都度指導しているのか。</p> <p>事務局：事故が発生した場合は、内容により市のコンプライアンスを担当する部署等に報告して適宜指導をしている。</p> <p>委員：事故に至らぬ苦情等も小さいものが積み重なっていくと評価の対象となると思われる。応募関係書類に事故報告は含まれているか。</p> <p>事務局：応募関係書類に事故報告は含まれていないため、前期の業務実績の審査に影響する可能性のある事故履歴があれば、第2回選定委員会にて事務局から報告する。</p> <p>委員：第2回の選定委員会のプレゼンテーションの審査時に申請法人（鶴見区社協）に状況を聞くことにする。</p>
事務連絡	申請関係書類と評点表は事前に委員宛に郵送する。
資料	<p>資料1 横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会委員名簿</p> <p>資料2 横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定委員会運営要綱</p> <p>資料3 横浜市鶴見区における福祉保健活動拠点の指定管理者の選定等に関する要綱</p> <p>資料4 会議の公開・非公開について（案）</p> <p>資料5 横浜市鶴見区福祉保健活動拠点指定管理者選定スケジュール</p> <p>資料6 評価基準及び審査方法について（案）</p> <p>資料7 「前期の指定管理者業務の実績」項目の評価方法（案）</p> <p>資料8 申請要項及申請関係書類</p>